

鹿児島県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 新設（更新）の理由 [鹿児島県協議書抜粋]

当県におきましては、九州電力(株)川内原子力発電所 1号機が昭和59年7月から、同2号機が昭和60年11月から稼働し、南九州における電力供給地として貢献してきたところです。

この原子力発電所の立地に伴う国の財政措置として電源三法交付金があり、電源地域の安全対策をはじめ、地域産業の振興に寄与してきましたが、多種・多様な財政需要を満たすものとしては十分ではなく、本県では昭和58年6月から法定外普通税として核燃料税を創設し、原子力安全対策や環境保全対策、民生安定対策、産業振興対策の諸施策を積極的に推進し、これらの財政需要の財源の一部として充当してきたところです。

現行の核燃料税条例は、令和6年7月3日をもって課税期間が終了することとなりますが、令和5年6月から約1年1か月間の税収実績見込額は約18億円となりますものの、依然として税収を大幅に上回る財政需要が生じております。

こうしたことから、当県としましては、今後発生する多額の財政需要を賄うための財源措置として、核燃料税条例の適用期間を5年間延長するとともに、税率は現行と同一の18%相当とするものであります。

2. 概要 [鹿児島県協議書より]

課税団体	鹿児島県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	①価額割：発電用原子炉への核燃料の挿入 ②出力割：発電用原子炉を設置して行う発電事業
課税標準	①価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	①価額割：100分の8.5 ②出力割：60,060円／千kW／課税期間（3か月）
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）2,422百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）48千円
課税を行う期間	5年間（令和6年7月4日から令和11年7月3日まで）

3. 同意要件との関係

鹿児島県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○ 地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

鹿児島県内における核燃料に対する税としては、薩摩川内市使用済核燃料税があるが、今回更新を予定している鹿児島県核燃料税（以下「本税」という。）の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、薩摩川内市使用済核燃料税は「貯蔵されている使用済核燃料の数量」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電事業に関連する税としては、電源開発促進税（国税）があるが、同税の課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にしている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力(株)は、令和4年度の年間売上（連結）が2.2兆円であり、本税による負担は約24億円／年であることから、著しく過重となるとはいえないと考えられる。

また、仮に本税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、鹿児島県の試算によると、標準家庭1世帯当たり約8.1円／月程度と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとはいえないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

本税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして
適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところであり、また、エネルギー基本計画においては、原子力利用を進めていく上で、立地地域との共生に向けた取組が必要不可欠とされているところである。

鹿児島県は原子力発電所立地県として、本税の税収も活用しつつ、非常緊急用道路整備、環境放射線監視測定、警備対象車両等運営など、原子力安全対策を講じている。

したがって、本税は、安全性の確保や地域との共生を図るとする国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。